

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 校務支援システムにおける教職員ファイルサーバに係るデータ移行設計書策定業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

### 3 隨意契約理由

現行校務支援システムについては、令和9年10月から次期統合型校務支援システムへの移行を行うため、現行校務支援システムでは、校務支援システムとして必要なデータと、その他のシステム等において共通で必要となるデータ（以下、校務系共有ストレージデータ）についても保存できるフォルダを整備しており、当該フォルダ内のデータの移行に当たっては、校務系共有ストレージデータの移管が必須であるため、その手法についてこの間、検討してきた。

その後、令和7年5月～8月にかけて実施したRFIにより、校務系共有ストレージデータを移行する場合、移行元の校務支援システムのファイルサーバ環境と、次期教育情報ネットワーク基盤が発行するIDに基づく権限設定を業務理解する必要があるが、移行先の次期統合型校務支援システム環境では、現行の校務支援システムのファイルサーバ環境及び次期教育情報ネットワーク基盤の権限構成を把握しうる権限を有しないことから、次期統合型校務支援システムに、データ移行を行うことが困難であることが判明した。

そのため、別の手法として、現在構築中の次期教育情報ネットワーク基盤が発行するIDに基づく権限設定を業務理解している上記業者であれば、開発中のストレージシステムにおけるオンラインストレージを活用することにより、データ移行が可能であるため、本手法により実施することとなった。

以上の理由により、本業務については、次期教育情報ネットワークにおける設計・構築と密接不可分であり、構築業務を行っている上記以外の事業者が履行すれば、責任の所在が不明確となり、移行業務の確実な履行が行えないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター給与・システム担当  
ネットワーク整備グループ（06-6115-8071）

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

令和 7 年度ストレスチェック制度にかかる面接指導等業務委託(概算契約)

### 2. 契約の相手方

一般社団法人大阪府医師会

### 3. 随意契約理由

教育委員会では平成 28 年度より、改正労働安全衛生法に基づき、メンタルヘルス不調の一次予防を目的に、教職員を対象としたストレスチェックを実施し、高ストレス者に対して医師による面接指導を行っている。

面接指導については、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル（平成 28 年 4 月・厚生労働省）」において、「面接指導は当該事業場の産業医等が実施することが望ましい。」とされていることから、面接指導を希望する教職員が所属する学校園の学校産業医によって行うことを基本とするが、ストレスチェック制度における面接指導は本市が学校産業医に委嘱している業務に含まれないため、任意の業務として別途、従事についての意向確認を行う必要がある。

全学校産業医への意向確認及び調整（学校産業医が従事を希望しない場合の他校園の学校産業医との調整等）、加入医師による面接指導の実施、実施結果のとりまとめ業務等を遂行できるのは、本市の全学校産業医が加入している上記団体のみである。よって地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当すると判断し、随意契約を締結する。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5. 担当部署

教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当  
(電話 06-6208-9138)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度大阪市中央区法円坂一丁目における史跡難波宮跡附法円坂遺跡発掘調査業務委託

### 2 契約の相手方

公益財団法人大阪府文化財センター

### 3 随意契約理由

本業務は大阪市経済戦略局による史跡難波宮跡附法円坂遺跡における史跡整備に先立って遺構の分布等を把握するために実施する発掘調査である。

こうした埋蔵文化財は、国民共有の財産であるとともに、地域の歴史と文化を形成する歴史遺産として、後世に継承していくべきものであり、可能な限りその保存が適切に行われるよう努める必要がある。

そのため文化庁においては、発掘調査は「行政措置の一部として行われるもの」であり「可能な限り地方公共団体等が調査主体となって実施することが望ましい」とし、「調査組織の質」や「発掘調査の質及び適正性」「調査組織及び調査の適切な監理」の確保を必須の要件としている。(平成20年3月31日文化庁『今後の埋蔵文化財体制のあり方について(報告)』)

また、大阪府教育委員会からは、埋蔵文化財の発掘調査は「公的な発掘調査団体」が実施することを基本とする旨が通知されている。(「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取り扱い基準」(以下、大阪府基準という))

公的な団体とは地方公共団体によって設立された外郭団体を指し、これまで発掘調査を委託してきた一般財団法人大阪市文化財協会が本市の当該外郭団体であったが、今年度末に整理・解散が予定されている。そのため本案件のように発掘調査の後に次年度以降に報告書作成が予定される事業については受託することができない状態となっている。一方、発掘調査にかかわる公的団体として府の外郭団体である公益財団法人大阪府文化財センターがある。同センターは昭和47年より府下の文化財の調査研究と保存を行うことを目的として発足した団体で、府の指導により府内の広域事業や府の建築工事に伴う発掘調査に従事してきた。府市の外郭団体整理のなかでも同協会の行ってきた長期間の発掘調査については同センターが実施することとしている。同センターに委託することにより、同協会の業務を継承し、文化庁の求める調査の質や適正性を確保していくことができる。

これらのことから公益財団法人大阪府文化財センターは、当該事業を実施するにあたって安定的かつ効率的に実施することができるノウハウや体制を有する唯一の団体となるため、当該事業者と特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号適用

### 5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 文化財保護課 (電話番号 06-6208-9069)